

Title	児童遊園の社会史的研究に向けての準備ノート：子どもの遊び場の社会的変容をめぐる問題として
Author	八木, 寛之
Citation	市大社会学. 10 卷, p.35-45.
Issue Date	2009-03
ISSN	1345-8019
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学社会学研究会
Description	

Placed on: Osaka City University Repository

<研究ノート>

児童遊園の社会史的研究に向けての準備ノート

——子どもの遊び場の社会的変容をめぐる問題として——

八木 寛之

1 本稿の目的

本稿は、「児童遊園」と呼ばれる児童厚生施設の社会史的研究を通して、地域社会における子どもの遊び場という空間の社会的変容について考察していくための準備ノートである。

上記の研究を今後進めていくための足がかりとして、本稿では、大阪市の児童遊園の歴史的過程を整理しながら、子どもの遊び場に関わる諸問題について論じる。ここでは、「子どもの遊び場」という空間管理のあり様に注目し、とくに、地域社会における公的空間と子どもの管理との関係を問題化させる。

まずは、本稿における筆者の問題関心について、「子どもの遊び場」と「児童遊園」の2点から述べる。

1.1 子どもの遊び場をめぐる近年の動向

子どもの遊び場からどのような社会学的な問題を見出すことができるのか。ここでは、公園や学校施設に設置されている遊具をめぐる動きやそれに対する認識から提示したい。

大阪市内ではとくに2000年代以降、公園遊具による事故が多発しているという理由から、公園施設等での遊具の撤去が行われている¹⁾。公園へ足を運べば、その旨が示された張り紙など、遊具の「跡地」を目にすることも多い。遊具事故の地方自治体による対処の背景として、予算削減のために遊具の修繕費調達が困難になったことが指摘される²⁾。

ところで、地方自治体による遊具施設の撤去や使用禁止に関する言説に目を向けてみると、各地方自治体の対処の仕方がしばしば批判される。たとえば2007年の朝日新聞の投書欄には、遊具撤去によって危険を取り除くことが、子どもにとっての「実体験の機会」を奪うことであると、行政の対応を批判する文書が掲載されている³⁾。

こうした批判的言説は、子どもの遊び場の管理をめぐる問題を社会学的に考察する際、どのような意味をもつのだろうか。社会学者の川北稔は、戦後日本での子どもの遊び場に対する評価およびリスク観の変容を、新聞による事故報道をもとに説明している[川北 2003]。川北によると、交通事故の増加にともない、安全な遊び場が求められ社会問題化されるが、その後、事故数の減少と公的な遊び場の増加により、今度は過度な安全管理が問題視されて

いったと指摘している。このように、子どもの遊び場の空間形成と人びとの認識とのあいだには強い関連性がみられる。

先行研究からは、子どもの遊び場の何がどう問題なのかを議論するためには、子どもの遊び場を社会的な空間として捉えていかなければならないことが示されている。これは、空間を単なる「容器」としてではなく、「社会的産物」[ルフェーブ 2000]として捉えていくという方法的視座を想起させるものである。それでは、子どもの遊び場は、具体的にどのようにして囲い込まれていったのだろうか。また、こうした遊具が設置される空間は、地域社会のなかでどのように認識され、扱われてきたのだろうか。このような問いに答えるためには、子どもの遊び場という空間を管理する際の、住民、行政といった地域社会のさまざまな主体による相互作用をみていく必要がある。

1.2 「児童遊園」を問題とする意義

それでは次に、「児童遊園」の概要と特徴を述べたうえで、本稿で児童遊園を取り上げる意義について説明する。

児童遊園とは、児童福祉法に規定されている児童厚生施設の一つで、児童向けの遊び場として主に屋外に設置される施設である。同法律では、「児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設」(同法、第40条より)として位置づけられている。厚生労働省によると、児童遊園は2007年時点で全国に3,600ヶ所存在する⁴⁾。設置主体は都道府県・市町村といった地方自治体および社会福祉法人などで、それらへの国からの補助金は支給されていない。

本稿の事例となる大阪市の場合、市が独自で各児童遊園に対して助成金を支給する。大阪市内の児童遊園は市の管財局が所有する土地である。各区長がこれを借り受け、地域の「児童遊園運営委員会」に提供し、年間4万円の助成と年間15万円を上限とした遊具助成をしている。児童遊園の管理は各児童遊園の「運営委員会」に委託されており、基本的には大阪市の町内会組織である振興町会から運営委員が選ばれる。児童遊園の管理・運営には、敷地内の清掃といった管理・整備のほかに、区役所との交渉といった行政とのやりとりや予算設定といった業務も含まれる。

児童遊園の特徴として、地方自治体によってその管理運営の方法が多用であることがあげられる。またそのため、都市公園法⁵⁾に定められる都市公園といった公的施設とは、設置の制度的背景が異なる。しかしながら、本稿の事例である大阪市の場合、児童遊園は実際には都市公園法に基づく街区公園の補完的役割を担う施設として位置づけられてゆく。

このような児童遊園の曖昧な位置づけに対して武藤篤訓は、「児童遊園と呼ばれているものは、本来の児童厚生施設としての児童遊園のほかに国有地、市有地の児童遊園、宅地開発指導要綱や公営住宅法による児童遊園、寺社境内の児童遊園、農地利用の児童遊園など都市公園法における児童公園以外の遊び場をすべて指していると考えられ、行政関係者におい

でも混乱を生じている」[武藤 2006:43]と指摘している。こうした児童遊園に対する認識は、実際に児童遊園に携わる地域住民の間でも同様のものなのだろうか。そのことを実証することは本稿ではできないが、参考として大阪市内のある児童遊園について述べる。

この児童遊園は、大阪市N区内の私鉄の駅から至近距離の住宅街に位置する、面積350m²ほどの屋外施設である。児童遊園内には狭い敷地ながら、砂場、ブランコ、シーソー、すべり台などの児童向けの遊具が設置されており、周辺住民からは基本的には子供の遊び場として認識されている。この児童遊園近くに職場を持つ人や、周辺住民からは、しばしばこの場所を「公園」と呼んでいる光景がみられた。この場所を「公園」と呼んだのは、一般的な公園施設にも同様の遊具が設置されており、このような外見上の特徴と一致していることが考えられる。

ここでの問題関心は、地域の人びとが「公園」と呼んでいるその場所が、児童遊園という、公園とは設置の法的根拠が異なる由来をもった施設であること、そして、実質的に公的施設として地域社会のなかで認識されていることである。このように大阪市の場合、児童遊園が児童厚生施設と公園施設の両方の性格を持つ施設であり、行政の制度的観点と、利用者や地域住民からみた実態の観点の双方において、曖昧に位置づけられてきた可能性がある。

次節以降では、児童遊園の設置過程について述べたうえで、大阪市を中心に、都市公園と児童遊園の設置と、その管理をめぐる流れを概観する。終節では本稿における論点を整理し、今後の研究課題を提示する。

2 児童遊園の設置過程

2.1 児童遊園の誕生

本節では、児童遊園の設置過程とその特徴について、おもに前述した武藤による児童遊園の思想史的研究[武藤 2006]に依拠しながら概観しておく。

日本における児童遊園の設置は、大正から昭和初期にかけて都市部で行われた児童遊園設置運動にさかのぼることができる。この運動は、アメリカの「プレイグラウンド運動」の流れを汲むものであった[大高・定行 2006:93-94]。プレイグラウンド運動とは、指導者つきの子どもの遊び場の設置を推進する運動であり、具体的には公園施設へ砂場などの遊具を設置することを主たる目標としていた。このプレイグラウンド運動は、交通問題や治安悪化といった、都市の環境悪化への住民の不安・懸念を背景として支持された。「プレイグラウンド(play ground)」の訳語として、日本では「児童遊園」という言葉があてられている。

ところで武藤によると、日本で都市計画によって小公園が設置される背景として、貧民窟における児童の環境悪化に対して、公園での遊戯に浄化効果があることが注目された点を挙げている[武藤 同:38]。当時東京市公園課課長であった井上清は、1920年代に欧米の公園を視察し、児童遊園におけるプレイリーダーに感銘をうけ、行政主導の組織的な児童の指導を

日本で展開させた。東京日比谷公園に児童遊園を設置し、そこでは指導員が配置され公的な児童遊園での指導が展開された。また、このとき東京市公園課は、アメリカでのプレイグラウンド運動に関わっていた末田ますを招聘しており、日比谷公園で児童指導をはじめている[大高・定行 同:93]。

その後、1924(大正14)年に財団法人日本児童遊園協会が発足し、雑誌『児童生活』が発刊されるなど、児童遊園運動が活発に展開されていった。この児童遊園運動では、学校などの教育施設が児童の不良化の温床になることを防ぐために、児童遊園での遊びの指導が主唱された。そのため、児童の劣悪な発達環境の改善策として大きな効果を果たす存在として、児童遊園における指導員が位置づけられていった。その後、第二次世界大戦時の国家総動員体制化での児童遊園運動は、「児童遊園が当初から健康増進は体力向上といった目的を有しており、それが戦時下における人的資源の育成の上でのそれと重なっていったことからくるものであろう」[武藤 同:40]と、団体訓練の場としての側面もみられたという。

このように、戦前における児童遊園設置運動やそれに関連する事業にみられるのは、セツルメント(隣保事業)や市民館、児童館等における、児童健全育成のための活動の一環としての、児童遊園設置という思想的な位置づけである。また、公園施設に対しても、児童健全育成としての役割が与えられていたということが指摘できる。

2.2 戦後の設置過程

戦後になると、1947(昭和22)年の児童福祉法の施行にともない、児童厚生施設として児童遊園は位置づけられてゆく。児童福祉法では、非行・病気、障害・貧困などの問題を抱えた児童を対象として児童福祉施設の重要性が説かれる。これらの議論のなかで、児童遊園は当初、普通児童保護施設として位置づけられていった。その後、児童福祉法案において健康文化施設となり、最終的には児童遊園は屋外の児童厚生施設の例示として、屋内施設の例示としての児童館とともに盛り込まれた。このため児童遊園は、他の児童福祉施設とは性格が異なり、特定の子どもを対象としない、一般の子どもを対象とする厚生施設としての性格が強い。これについて武藤は、児童遊園は「すべての児童はひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」という、児童福祉法の理念を具体化した施設として位置づけられていったと考察している[武藤 同:41]。

また児童遊園の重要な特徴として、先にも述べたように、このとき児童遊園の設置にあたっては、遊びを指導する児童厚生員の配置が義務づけられたことがあげられる。しかしながら武藤によると、こうした児童遊園の理念とは別に、現実的には遊び場という空間の確保自体がまず優先していったという。その要因として、要保護児童対策が児童福祉の中心であり、児童厚生施設への予算の裏づけがなかったことと、建設省所管の都市公園としての児童公園が先に国庫補助がつき、整備が進んでいった点を指摘する。すなわち、児童公園としてつくられた施設を、実質的に児童遊園として機能させようとしたのであった。その後、中央児童

福祉審議会の「児童福祉行政の諸問題に関する意見具申」にて、児童厚生施設の整備・拡充の方針が打ち出され、1958（昭和33）年には児童遊園への国庫補助もはじまる。ただしそれは施設の設置に対してであり、運営については予算上の裏づけがなかった。その結果、児童厚生員は巡回・兼務という形で配置せざるを得なかったと指摘されている。

以上のように、武藤は指導者への予算の有無から、戦前の児童遊園運動の展開における思想的背景と、戦後の児童遊園の設置過程におけるそれには断絶があり、戦後、量的な遊び場拡充を優先させた結果、児童厚生施設の中心が児童館へ移行していったと結論づけている。そして、児童遊園の設置意義が、児童福祉施設から児童厚生施設へと変化し、児童を指導する者が曖昧にされてきたことを批判的に論じている。

以上の先行研究から、児童遊園という施設が戦後、児童厚生施設として、つまり「すべての」児童に対しての厚生を目的とした屋外施設として位置づけられていったこと、そして指導者の位置づけが曖昧にされてきた点を指摘しておきたい。こうした児童遊園の位置づけについての特徴が、後述するように、都市の小規模公園の設置に対する思想的背景と類似している点は注意しなければならないだろう。

3 大阪市における児童遊園の位置づけ

それでは次に、大阪市を事例として児童遊園の設置過程と管理の実態について、とくに小規模公園の設置を中心とした都市公園政策との関連に注意しながら概説する。

3.1 大阪市の公園政策

日本の都市公園整備は、1873（明治6）年の太政官布達によって、租税が課されない社寺など、いわゆる「高外除地」を公園にするための調査、届出がなされたことを起因として、東京・大阪・京都といった日本の主要都市に整備されていった[石川 2005:91]。公園設置の思想には、先にみた児童遊園運動と同様に、都市問題への認識がみられ、とくに、都市の衛生問題への対策と健全な国民の創出という意味合いが強かった。これは、いわゆる「都市の肺臓論」とよばれた議論である。公園は、コレラ・伝染病といった都市の劣悪な衛生状態を改善するための「換気」装置として整備されていった[小野 2003:21]。このように、都市の近代化の文脈において公園設置の議論が展開されていくが、まずは都心部などに大規模な公園が設置された。大阪では、太政官布達により大阪府下4カ所の公園地が指定された。1889（明治22）年大阪市制開始後、1891（明治24）年に最初の大阪市営公園として中之島公園が開設された。明治期には大阪市では、1911（明治42）年の天王寺公園開設など、大規模公園の整備が実施された。

その後大阪市では、市街地の拡大にともなう都市問題への認識が高まるなか、計画的な都

市区画整備による小規模公園の設置が議論された。たとえば、建築家の山口半六が1900（明治33）年に発表した「大阪市街改良案」では、公園の設置意義が「衛生問題」と「防災問題」の観点から述べられ、防災上の避難所として小公園を市内の各所に散地するべきだと指摘している。「避難所と為るの外市民が戸内に於て為し難き集会の場所と為り、又小児を街路に散ずるは交通を妨ぐるを以て公園を其遊技場に充つる事亦一の必要」[新修大阪市史編集委員会 2005:654]とする山口の主張からは、小公園の副次的機能として小児の遊戯場の充実を訴えていることがわかる。

大正期の大阪市では、助役に都市政策学出身の関一が就任し、大正天皇大礼記念事業として6カ所の小規模公園が整備された。1919（大正8）年4月には「都市計画法」が公布され、翌年より6大都市に適用された。この法律の特徴は、「第一に都市計画区域を指定すること、第二に都市計画と都市計画事業を区別したこと、第三に住居・工業・商業などの用途地域制、美観・風致などの地域地区制を導入したこと、第四に明治三十三年に施行された耕地整理法を準用して、土地区画整理制度を導入したことなどであった」[新修大阪市史編集委員会 1994:184]。このように、都市計画、都市区画整備の一環として公園整備が進められた。

3.2 大阪市の戦後公園政策と児童遊園の設置

戦後、大阪市の小規模公園の整備について注目されるのは、1970（昭和45）年の交通安全対策基本法が制定されたことを受けて制定された、1972（昭和47）年の大阪市交通安全計画である。ここでは、「子どもは道路ではなく、公園で遊ぶもの」という空間的な囲い込みの思想がみられる。そのなかで、地域のなかでの小規模公園設置の重要性が認識されていった。同年、政府により都市公園等整備緊急措置法が制定され、これを受け大阪市では、第一次都市公園等整備五カ年計画（事業費5,600億円）が策定され、その後第五次計画まで策定された[新修大阪市史編集委員会 1995:79]。この計画により、大阪市内の都市公園の面積が増加していった⁶⁾。大阪市の公園整備において注目されるのは、小規模都市公園の設置過程における、都市問題に対する認識、とくに戦後における子どもの遊び場が失われてゆくという認識である。

一方で、児童遊園についてみると、大阪市民生局『民生事業概要 昭和39年度』では、児童厚生施設が、「児童に健全な遊び場を与えて健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設で、屋内の児童更生施設を児童館といい、屋外のそれを児童遊園という」と位置づけられている[大阪市民生局 1964:34]。

戦後大阪市では児童遊園を設置する目的・意図として、当時の資料には青少年の非行防止策が挙げられている[大阪市民生局 1962]。1953（昭和28）年に、青少年問題協議会設置法が施行され、大阪市では青少年問題協議会が設置された。当時、青少年によるヒロポン問題対策として展開された「ヒロポン追放運動」のなかで、「まず、昭和29年には、青少年指導員を養成するとともに、児童遊園地の設置を図ったが、殊に、ヒロポン患者が幼児3名を河

中に投げ込むという『中津運河事件』を契機として、協議会の主唱によって各団体機関が一体となってヒロポン追放市民運動を展開、幻灯スライドの作成、映画館のスポット広告、入院費の貸付等を行い、そのほく減を期した」[大阪市民生局 1962:144]。その際、地域活動を積極的に推進する指導者として、青少年指導員が養成された。青少年指導員は、各区の町赤十字奉仕団ごとに1名を原則として配され、民生委員、保護司、赤十字奉仕団、PTAなどの代表者で構成する青少年福祉委員がこれを選考された。このように戦後大阪市における児童遊園の設置過程については、当初、地域における青少年指導を目的とした、民生事業として位置づけられたといえる。

その後、交通事情の悪化等にもない、小規模公園の設置の際の思想的背景と同様、児童遊園は子どもを遊び場へと囲い込む空間として設置されていった。1968（昭和43）年の大阪市民生局の資料には、「近ごろは、交通事情が悪化し、児童は満足な遊び場も与えられていません。とくに大阪は市域が狭く、人口密度が高いため、空地がますます少なくなっています。（中略）民生局では、路地の奥やごく狭い空地等を利用して設置できる小規模児童遊園の大量設置を目的とする市民運動を展開し、現在までに約300カ所の砂場を設置しました」[大阪市民生局 1968:5]という記述がある。以降大阪市では「こどもに遊び場を運動」が展開され、大阪社会事業ボランティア協会と協力し、民間有志からの土地の無償借上げ、遊具の寄付等によって民間設置の遊び場が創設された。このように、市民運動によって、子どもの遊び場が空間的に囲い込まれてゆく際に、児童遊園という指導者の設置を前提とした施設が多数創設されていった点は興味深い。

以上、大阪市における児童遊園の設置の展開をみると、地域社会における指導者の育成という地域社会の秩序維持・形成という当初の認識が、戦後の地域社会の変容を背景として、子どもの遊び場という空間自体の必要性という認識へと変容していく様子がみられる。

3.3 都市公園の補完的施設としての児童遊園

最後に、現在の大阪市における児童遊園の位置について述べておく。

1968（昭和42）年の「大阪市総合計画／基本構想」の改訂版として1978（昭和53）年に策定された「大阪市総合計画」では、コミュニティ施設として児童遊園が位置づけられている。なかでも地域内に住区単位が設定され、住区ごとに公園、教育文化施設、集会施設などの整備を進めることが策定されている。児童遊園は、「児童公園の補完的役割をもたせるとともに児童の遊びを指導する場とする」[大阪市総合計画局 1978:39]とあるように、当初の機能を盛り込みながらも、都市公園の補完施設として位置づけられていく。

そして1973（昭和48）年、児童遊園の所轄は民生局から、街区公園と同様に公園局へと変更され、公園の補完機能としての認識がより強化される。その後公園局は、文化・スポーツ・緑化施策を担当する「ゆとりとみどり振興局」に統合され、大阪市内の公園、緑地の管轄も同局へ移譲された。同局のホームページによると、大阪市内の「児童遊園」および「ち

びっこ広場」は、公園がない地域の補完的施設として位置づけられている。つまり、都市公園法により規定されている都市公園とは区別された施設ではあるものの、公園緑地に準じる機能をもった施設として位置づけられているのである。

また、大阪市内の公園数、公園面積は増加しているが、児童遊園の数・面積は、1973（昭和48）年には201カ所・146,255m²あったものが、2007（平成19）年には180カ所、108,665m²と減少している（大阪市ゆとりとみどり振興局ホームページより）。その背景には、管理の担い手である町内会の高齢化などが考えられるが、その実際については聞き取り調査などによる実証が必要である⁷⁾。

このように、大阪市の児童遊園は、実質的に都市公園機能を補完する施設として位置づけられてきた。それでは、児童遊園との制度上の区別はあるものの、都市公園の補完的施設としての役割を担ってきたという事実が、人びとの公園や子どもの遊び場という空間に対する認識にどのように関わっているのだろうか。実態として地域社会のなかでこれらの施設がどのように区別され、また利用・管理されてきたのかについては、今後フィールドワークによる事例研究をもとに分析・考察していかなければならない。

4 結語

本稿では、児童遊園という空間を社会的な視点から研究するための準備段階として、大阪市内に設置された児童遊園の事例をとおして、公園政策との関連から概観した。

はじめに都市公園内に設置されたという事実からもわかるように、児童遊園はその成立の背景として公園整備の歴史と密接に関わる。しかしながら、その後の戦前における児童遊園運動の展開にみられるように、児童福祉施設として、公園整備とは異なる文脈から設置されていく。ところが、戦後、児童遊園は児童厚生施設として位置づけられ、その過程のなかで児童公園を補完する施設として位置づけられていった。

本稿で扱った大阪市の場合、現在でも児童福祉の一環として児童遊園の設置目的が示されてはいるものの、管轄部局が都市公園を管轄する部局にあることからわかるとおり、児童遊園という施設自体が、公園施設であるのかそれとも児童厚生施設なのか、かなり曖昧な施設として位置づけられてきたと考えられる。さらに、児童遊園の実際の管理にあたっては、町内会組織の担い手が管理者となっており、町内会の行政側からの窓口である地域振興課をとおして、予算配分がなされている。

以上のように、児童遊園に対するあいまいな認識が、児童遊園の設置過程に関する歴史的背景に由来することが示唆された。最後に、今後の研究へ向けての論点を整理する。

1 児童遊園の位置づけの問題として

まず第一点目に、このような児童遊園の曖昧な位置づけに対して、その背景となる要因を具体的に分析する必要がある。

分析のためには、児童遊園の設置過程を児童福祉の観点だけでなく、都市公園政策との関連から理解する必要がある。地域社会のなかで、子どもの遊び場という空間がどのように認識され、管理されてきたのか。このような考察をとおして、子どもの遊び場をめぐる諸問題が「問題」となるその社会的背景を理解することができるのではないか。

また、児童遊園の位置づけが全国的に曖昧である要因として、児童遊園の管理・運営が基本的に地方自治体に一任されていることが考えられる。国家的な政策としての児童福祉、公園整備に関する近年の動向や史的研究も視野に入れていかなければならないだろう。

具体的な調査課題としては、児童遊園という施設に対する位置づけを時間的、空間的に比較する作業が不可欠である。大阪市での事例からも示唆されたように、児童遊園をめぐるのは、各地方自治体によって施設に対する位置づけが異なることが予想される。

2 地域社会における「子どもの管理」をめぐる問題として

そして第二点目に、児童遊園という空間を地域社会のなかへ位置づける作業が不可欠であるとする。児童遊園の大きな特徴は、児童遊園を利用する児童への指導者の設置であるが、それが必ずしも徹底されてきたとはいえない。大阪市では、町内会組織の担い手によって運営委員が組織され、彼／彼女ら地域自治会の中心的人物が児童遊園の「指導者」となった。しかしながら実態としては児童遊園を管理する「管理者」としての性格が強い。大阪市の児童遊園という事例研究をつうじて、地域社会における子どもの遊び場の位置を理解していくことにより、地域社会の変容の一側面を捉えていくことを企図したい。

具体的な課題は、大阪市の児童遊園を対象としたフィールド調査を展開していくことである。また、児童遊園や地域自治組織だけでなく、それに付随する地域コミュニティや、子どもの遊び場のあり方をめぐる地域活動や活動組織・団体へのフィールド調査も想定される。

本稿から得られた仮説には、遊具撤去などの是非といった、子どもの遊び場のあり方をめぐる問題を、地域社会から捉えていくという方法としての可能性がある。児童遊園の設置背景と実際の管理との関連についての社会史的考察を詳細に進めていくことによって、児童遊園の地域社会における位置づけを探りたい。すなわち、子どもの遊び場をめぐる「問題」を、地域社会における児童遊園の「管理」のあり方から改めて問うことを企図する研究である。

本稿では、先行研究に基づいた概要を述べたに過ぎない。今後、史的資料による詳細な分析や行政、児童福祉施設関係者、地域自治会関係者等への聞き取り調査などを進めていくことにより、各論点の関係性を詳細に分析していきたい。

[注]

- 1) 大阪市内での遊具事故の認知件数(大阪市内に過失が認められるもの)は、2001年度に1件、2002年度と2003年度にはそれぞれ6件、2004年度には8件発生したと報告されている[大阪市政改革本部・ゆとりとみどり振興局 2006:44]。
- 2) 国土交通省が2007年に実施した「都市公園における遊具の安全管理に関する調査」によると、遊具設置経過年数年数が20年以上以上の遊具が188,247基あり、遊具全体の4割以上を占めるという。
- 3) 『朝日新聞』2007年12月16日朝刊9面より。
- 4) 厚生労働省統計情報部「平成19年度社会福祉施設調査報告」より。
- 5) 都市公園法とは、1956(昭和31)年に公布された法律で、そこでは都市公園をその面積と機能により、「地区公園」「近隣公園」「街区公園」と区別されている。街区公園は住区基幹公園のなかでもっとも面積の小さな(半径250mを標準とする)公園であり、もっとも数の多い公園施設である。街区公園は、従来は「児童公園」と称されていたが、1993年の都市公園法改正により現在の名称へと変更されている。
- 6) 大阪市の都市公園数と総面積は、1964(昭和39)年に出された「緑化百年宣言」以降一貫して増加しており、公園数では約3.3倍(288カ所:1964年→955カ所:2005年)、公園面積では約2.7倍(340.7ha:同→921.8ha:同)、それぞれ増加している[大阪市政改革本部・ゆとりとみどり振興局 同]。
- 7) 大阪市24区ごとに児童遊園の設置状況を見ると、最多で都島区で25カ所、最少で中央・西区1ヶ所と、各区間により設置箇所数の多少にはっきりとした差異があることがわかる(大阪市内ゆとりとみどり振興局ホームページより、2007年3月31日現在)。

[参考文献]

- 石川幹子、2005「公共空間としての公園・緑地」『公共空間としての都市(岩波講座 都市の再生を考える7)』岩波書店:87-113
- 川北稔、2003「遊びをめぐるリスク管理観の変容——戦後五十五年間の『朝日新聞』記事データを用いて」『ソシオロジ』48(2)、社会学研究会:57-72
- Lefubvre, H., 1974, *La Production de l' espace*, Anthropos. (= 齋藤日出治訳 2000『空間の生産』青木書店)
- 武藤篤訓、2006「児童遊園という思想——児童遊園の理念と歴史の変遷」明星大学通信小教育部『教育学研究』6:37-45
- 小野良平、2003『公園の誕生』吉川弘文館
- 大阪市民生局、1962『大阪市民生事業40年史』大阪市
- 大阪市民生局、1964『民生事業概要昭和39年度』大阪市
- 大阪市民生局、1968『民生事業のあらまし昭和43年度』大阪市
- 大阪市総合計画局、1978『大阪市総合計画1990』大阪市
- 大阪市内ゆとりとみどり振興局、2000『大阪市緑の基本計画』大阪市
- 大高真紀子・定行まり子、2006「戦前の東京市におけるセツルメントの児童クラブ及び児童遊園に関する考察」『日本女子大学大学院紀要 家政学研究科・人間生活学研究科』12:93-104
- 新修大阪市史編集委員会、1992『新修大阪市史第8巻』大阪市
- 新修大阪市史編集委員会、1994『新修大阪市史第7巻』大阪市
- 新修大阪市史編集委員会、1995『新修大阪市史第9巻』大阪市
- 新修大阪市史編集委員会、2005『新修大阪市史史料編第14巻近代1』大阪市

国土交通省報道資料発表 都市公園における遊具の安全管理に関する調査の集計概要について

http://www.mlit.go.jp/report/press/city10_hh_000019.html (2009年8月1日)

厚生労働省統計表データベース

<http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/index.html> (2009年8月1日)

大阪市ゆとりとみどり振興局

<http://www.city.osaka.jp/yutoritomidori/park/kouenkannri/chibicco.html> (2009年3月31日)

大阪市市政改革本部・ゆとりとみどり振興局、2006『事業分析報告 公園・緑化事業』(事業報告書)

<http://www.city.osaka.lg.jp/yutoritomidori/cmsfiles/contents/0000012/12745/18.pdf> (2009年8月1日)

大阪市立大学大学院後期博士課程

やぎ ひろゆき